2026年3月9日

お客さま各位

阪神電気鉄道株式会社

神戸高速線　旅客営業に関する約款の変更について

平素は神戸高速線をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
「旅客営業規則」第14条の定めに基づき、下記の通り、旅客営業に関する約款の変更を行いますのでお知らせいたします。

記

1．変更する約款
「旅客営業規則」、「IC乗車券取扱規則」

2．主な変更理由及び変更箇所
花隈駅におけるICカードによる駅構内利用の取扱開始に伴う改正。
①旅客営業規則
（第209条）
②IC乗車券取扱規則
（第3条、第6条の2、第7条、第13条、第24条、別表5）
※詳細は「新旧対照表」をご覧ください。

3．適用開始日
2026（令和8）年3月18日（水）

以　上

新旧対照表

現行	改正
旅客営業規則 （中略） 第2編　旅客営業 （中略） 第6章　入場券 （中略） （入場料金の払いもどし） 第 209 条 ~~第6条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合、~~入場券を所持する者は、入場料金の払いもどしを請求することができる。 2　前項による場合のほか、入場料金の払いもどしはしない。 （以下省略）	旅客営業規則 （中略） 第2編　旅客営業 （中略） 第6章　入場券 （中略） （入場料金の払いもどし） 第 209 条 入場券を所持する者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入場料金の払いもどしを請求することができる。 (1)第6条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合 (2)IC乗車券取扱規則第6条の2に規定する駅構内利用を希望する場合 2　前項による場合のほか、入場料金の払いもどしはしない。 （以下省略）

現行	改正
IC乗車券取扱規則 2006. 7. 1 制　定 ~~2025. 7. 1 最終改正~~ 第1章 総則 （中略） （用語の定義） 第 3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとし、この規則に特に定めのないものについては、旅客営業規則（以下、「旅客規則」という。）に定める定義によるものとする。 （中略）	IC乗車券取扱規則 2006. 7. 1 制　定 2026. 3. 18 最終改正 第1章 総則 （中略） （用語の定義） 第 3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとし、この規則に特に定めのないものについては、旅客営業規則（以下、「旅客規則」という。）に定める定義によるものとする。 （中略） (12)「駅構内利用」とは、IC乗車券を使用して乗車以外の目的で駅に入場することをいう。 (13)「駅構内利用時間」とは、駅構内利用の制限時間で、入場してから 20 分間と定める。 （駅構内利用） 第6条の2 IC乗車券は、第6条の規定にかかわらず、別表5に規定する駅において、旅客が乗車以外の目的で改札を受けて同一駅で出場する場合に、当該駅の駅構内利用に使用することができる。 2 前項について、IC定期券の券面に表示された有効期間内で券面表示区間内の利用は除く。 3 第1項に規定する駅構内利用において、使用するIC乗車券の効力は、次の各号のとおりとする。 (1) ポストペイ機能を持つIC乗車券ならびにSF機能をもつ記名式IC乗車券では、記名人本人に対し有効とする。

	(2) SF機能をもつ無記名式IC乗車券では、持参人に対し有効とする。 (3) 入場後は当日中の駅構内利用時間内に限り有効とする。 (4) 駅構内利用では、列車に立ち入ることができない。 4　第1項に規定する駅構内利用において、駅構内利用時間をこえて出場する場合は、その駅の入場料金を現金で支払い、IC乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
（使用上の制限事項等） 第7条　1回の乗車につき、2枚以上のIC乗車券を同時に使用することはできない。	（使用上の制限事項等） 第7条　1回の乗車につき、2枚以上のIC乗車券を同時に使用することはできない。
（中略）	（中略）
6　乗車以外の目的で、駅に入出場することはできない。	6　乗車以外の目的で、駅に入出場することはできない。ただし、第6条の2に規定する駅構内利用の場合を除く。
（中略）	（中略）
（利用履歴の確認） 第 13 条　旅客は、IC乗車券の利用履歴をIC対応券売機等により、次の各号に定めるとおり確認することができる。	（利用履歴の確認） 第 13 条　旅客は、IC乗車券の利用履歴をIC対応券売機等により、次の各号に定めるとおり確認することができる。
（中略）	（中略）
2　次の場合は、利用履歴の確認はできない。	2　次の場合は、利用履歴の確認はできない。
（中略）	（中略）
	(3)第6条の2の規定によりIC乗車券を使用する場合の利用履歴
	（中略）
第2章　IC普通券	第2章　IC普通券
（中略）	（中略）
（同一駅で出場する場合の取扱方） 第 24 条　旅客は、IC普通券で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、IC普通券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。	（同一駅で出場する場合の取扱方） 第 24 条　旅客は、IC普通券で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、IC普通券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
2　旅客は、IC普通券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、その駅の入場料金を現金で支払い、IC普通券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。	2　旅客は、IC普通券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、その駅の入場料金を現金で支払い、IC普通券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、第6条の2に規定する駅構内利用の場合を除く。
	（中略）
	別表5　駅構内利用の取扱駅 花隈
（以下省略）	（以下省略）